

(公財) かずさ DNA 研究所 求職活動等におけるハラスメントの防止に関する基本方針

○基本的な考え方

公益財団法人かずさ DNA 研究所（以下「研究所」という）は、求職者の方が安心して求職活動等を行うことができるよう、求職者に対する当所職員によるハラスメントの一切を禁止します。

○求職活動等におけるハラスメントの定義

求職活動等（進路決定のための情報収集等を含む。また、SNS 等のオンライン上で行われるものを含む）におけるハラスメントとは、求職者に対するセクシュアルハラスメントやパワーハラスメント等であって、それらにより求職者の求職活動等が阻害され、能力の発揮に重大な悪影響が生じる等求職活動等を行う上で看過できない程度の支障が生じるものをいいます。

○求職活動等に関するルール

研究所は、求職活動等におけるハラスメントを防ぐため、以下のルールを定め、厳守します。

- ・面接、面談は原則として研究所内または貸し会議室等の第三者の目がある環境またはオンラインとします。
- ・求職者と採用担当者個人の連絡先（SNS 含む）は交換しません。また、個人的な飲食等の誘いはしません。
- ・求職者との連絡は研究所のメールアドレスおよび電話もしくはハローワークや求人会社が管理するサイトのメッセージ機能を使用します。

○研究所の対応

- ・本方針を研究所職員に周知します。
- ・求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口を設置します。
- ・相談があった際には迅速かつ正確な事実関係の確認を行うとともに、適切に対応します。
- ・事実が確認された場合は、被害者の方への配慮のための措置を行うとともに、行為者に対しては研究所の規程に基づき適正に対処します。
- ・相談窓口では、相談内容や個人情報等について事実確認及びその対応に必要な範囲において使用し情報管理を徹底する等、相談者の意向を尊重し、プライバシーを保護するための必要な措置を講じます。

○求職活動等におけるハラスメントに関する相談窓口

企画管理部総務課人事担当

電話：０４３８－５２－３９００

Mail：jinji@kazusa.or.jp

求職活動等において当所所員によるハラスメント行為を受けたり、見聞したりしたとき、また、現実には生じている場合だけでなく、その発生のおそれがある場合は、上記の相談窓口までご相談ください。

窓口への通報・相談が選考・合否結果に影響することは一切ありません。